

# はばたき会 会則 (案)

## 第1条 (名称)

本会は、「はばたき会 (熊本県立熊本はばたき高等支援学校同窓会)」と称する。

## 第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、卒業後の生活をより豊かなものにするとともに、熊本はばたき高等支援学校の教育の振興発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 (所在地)

本会の所在は、熊本県立熊本はばたき高等支援学校内 (熊本市東区東町3丁目14番3号) に置く。

## 第4条 (会員)

本会の会員は、熊本県立熊本はばたき高等支援学校 (以下「本校」) 及び熊本県立熊本支援学校高等部東町分校を卒業した者とその保護者で、本会の趣旨に賛同する者。

## 第5条 (活動)

本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 会員相互の親睦及び支援を図るための活動
- 2 本校の学校行事への参加及び協力
- 3 新成人を祝う会の開催
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 (卒業生1名)
- 2 理事長 1名 (卒業生保護者1名)
- 3 副会長 2名 (卒業生2名)
- 4 副理事長 2名 (卒業生保護者2名)
- 5 会計 2名 (卒業生1名、卒業生保護者1名)
- 6 監査 2名 (卒業生1名、卒業生保護者1名)
- 7 幹事 3名 (卒業後3年を経過するまでの各年度の卒業生1名)
- 8 理事 3名 (卒業後3年を経過するまでの各年度の卒業生保護者1名)

## 第7条 (役員の仕事)

役員の仕事については、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 理事長は、会長及び副会長を補佐する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合はこれを代理する。
- 5 会計は、本会の出納にあたる。
- 6 監査は、本会の会計を監査する。
- 7 幹事は、会長、副会長の補佐、本会の運営及び会員への連絡にあたる。
- 8 理事は、理事長、副理事長の補佐、本会の運営及び会員への連絡にあたる。

## 第8条 (役員を選任)

役員を選任については、次のとおりとする。

- 1 会長及び理事長は、会員の中から選出し、役員会において承認を得る。
- 2 副会長、副理事長、会計、監査は、会員の中から選出し、総会において承認を得る。
- 3 幹事及び理事は、各卒業学年会員の互選により選出する。

## 第9条 (役員の仕事)

- 1 会長、理事長、副会長、副理事長、会計及監査の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 幹事及び理事の任期は卒業後3年を経過するまでとする。

## 第10条 (事務局)

本会の事務局を本校内に置く。  
事務局に次の役職を置く。

- 顧問 (1名) 原則として、当該年度の本校校長とする。
- 庶務 (1名) 熊本県立熊本はばたき高等支援学校の職員の中から顧問が指名する。

## 第11条 (事務局の任務)

事務局の任務については、次のとおりとする。

- 顧問は、本会の円滑な運営について助言を行う。
- 庶務は、本会の庶務にあたる。

## 第12条 (総会)

本会に次のとおり総会を置く。

- 総会は、会員をもって構成する。
- 総会は、年に1回開催する。
- 総会は、卒業後3年を経過するまでの会員の過半数 (委任状等を含む。) をもって成立する。
- 総会は、役員会から提出された次の事項を審議し、出席者の過半数の同意を得て議決する。
  - 会則の改正に関する事項
  - 役員承認に関する事項
  - 会費に関する事項
  - その他、会長が重要と認める本会の運営に関する事項

## 第13条 (役員会)

本会に次のとおり役員会を置く。

- 役員会は、役員及び事務局をもって構成する。
- 役員会は、会長が招集し、開催する。
- 役員会は、役員及び事務局の過半数をもって成立する。
- 役員会は、次の事項を審議し、総会に議案として提出する。
  - 会則の改正に関する事項
  - 役員承認に関する事項
  - 会費に関する事項
  - その他、会長が重要と認める本会の運営に関する事項

## 第14条 (入会)

本会への入会については、次のとおりとする。

- 本校を卒業して本会に入会を希望する者は、別途計画する同窓会入会式に参加し、会費を納入する。
- 熊本県立熊本支援学校高等部東町分教室を卒業して本会に入会を希望する者の手続きについては、別途認める。

## 第15条 (新成人を祝う会)

新成人を祝う会については、次のとおりとする。

- 新成人を祝う会の対象は、本校の卒業生で満20歳となる者とする。
- 新成人を祝う会の開催については、別途計画する。

## 第16条 (会費)

本会の会費は、入会金、その他をもって当てる。

入会金は、入会時に永年会費として2,000円を徴収する。

その他、必要がある場合は、役員会の承認を得、随時に徴収することができる。

## 第17条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 付則

本会則は、令和3年 月 日から施行する。